

応札者自らの積算を促す発注方式 試行要領

(平成24年7月1日 24下公第44号)

この要領は、(財)長野県下水道公社が発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務(以下「工事等」という。)について、別に定める「建設工事に係る受注希望型競争入札実施要領」及び「建設コンサルタント等の業務に係る受注希望型競争入札実施要領」(以下「実施要領」という。)で行う入札において、応札者が自らの考えに基づき積算することを促し入札の適正化を促進することを目的とする入札方式の試行の事務・審査手続を定めたものである。

(対象工事等)

第1 この要領は、(財)長野県下水道公社が発注する全ての建設工事及び建設コンサルタント等の業務に適用する。

(実施要領の適用)

第2 本試行要領に規定する事項以外については、実施要領の規定を適用するものとする。

(設計図書等)

第3 理事長は、対象工事等を本競争入札に付すときは、実施要領第5で定めるほか、次に掲げる各号の内容により閲覧に供するものとする。

(1) 建設工事

ア 任意仮設については、受注者が自ら現地や図面を見て応札するため一式表示を基本とする。

イ 金抜き設計書において、応札者任意の数量は表示しないものとする。

ウ 金抜き設計書において、施工機械の規格の名称・数量等は参考表示するものとする。

(2) 建設コンサルタント等の業務

積算に用いる技術者の数(人工)は、設計図書等に表示しないものとする。

(設計図書等に対する質問・回答)

第4 理事長は、設計図書等に対する質問については、実施要領第6で定めるほか、別表1に掲げる事項に関する質問については回答しないものとする。

(失格基準価格)

第5 失格基準価格については、『受注希望型競争入札に係る低価格入札事務処理試行要領』(最終改正平成23年12月1日)を適用する。

(適用除外)

第6 理事長は、見積により予定価格を決定しているなどの特殊な工事等にあつては、本試
行要領の適用外とすることができる。

(その他)

第7 本試行要領と実施要領が重複する事項については、本試行要領が優先するものとする。

(読替規定)

第8 管理事務所が発注する工事等にあつては、要領中の「理事長」とあるのは「管理事務
所長」と読み替えること。

附 則

本要領は、平成20年11月19日から施行する。

本要領は、平成24年7月1日から施行する。

(別表1) 質問回答

応札者自らの積算を促す発注方式試行要領第4に定める質問に対して回答しない事項は、
次に掲げるものとする。

- 1 単価に関する質問(ただし、特別調査あるいは見積により設定しているものを除く)
- 2 任意数量に関する事項
- 3 その他設計積算に関する情報で応札者自らが判断すべき事項